

議第 2 1 7 号 吳市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、放置された原動機付自転車等の撤去及び保管に係る手数料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の手数料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、現行の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率 1. 2 を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日